

第2回

新市基本計画・地域自治区等設置検討小委員会 会議資料



日時：平成20年6月26日（木） 午前9時30分～
場所：野尻町農村環境改善センター研修室

小林市・高原町・野尻町合併協議会

第2回新市基本計画・地域自治区等設置検討小委員会会議次第

1 開 会

2 委員長あいさつ

3 会議録署名委員の指名

4 小委員会の運営について

公開・非公開について

5 協議事項について

(1) 高原町・野尻町域の地域自治組織について

(2) 総合支所の機能について

(3) 新市基本計画素案（序章～第3章）について

(4) 新市基本計画・地域自治区等設置検討小委員会スケジュールの変更について

(5) 次回の検討事項について

6 その他

確認事項について

新市基本計画・地域自治区等設置検討小委員会委員先進地視察研修について

第3回新市基本計画・地域自治区等設置検討小委員会開催について

第4回新市基本計画・地域自治区等設置検討小委員会開催について

第5回新市基本計画・地域自治区等設置検討小委員会開催について

7 閉 会

協議事項（１） 高原町・野尻町域の地域自治組織について

旧須木村域	高原町・野尻町域
<p>1. 合併後の須木村域における地域自治組織について</p> <p>●市町村合併の特例に関する法律に基づき、須木村の区域をその区域とする「地域自治区」を設置するものとする。</p>	
<p>2. 地域自治区の区域と名称</p> <p>●地域自治区の所管する区域は、合併前の須木村の区域とする。</p> <p>●地域自治区の名称は「須木」とする。</p>	
<p>3. 地域自治区の設置期間</p> <p>●地域自治区の設置期間は、合併の日から10年以内とする。</p>	
<p>4. 地域自治区の事務所の処理する事務</p> <p>●須木区の事務所が所掌する事務は、総合支所業務全般と、地域協議会の庶務及び運営に関する事務とする。</p> <p>【具体的な事務内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民生活に直結するサービスは、新市全体の均衡を確保しつつ、地域内で可能な限り完結する。 ・地域特性を生かしながら、新市の円滑な運営と均衡ある発展に資するため、市長その他の機関及び区域内の公共的団体等との緊密な連携を図りつつ、次の事務を分掌する。 <p>①住民生活に直結した各種窓口業務、保健・福祉サービス等（各種申請書・届出書の受付、各種証明書の交付、建築確認申請の受付、農業委員会業務の受付、健康指導、健康診断・検診、各種相談業務等）</p> <p>②農林、建設に関すること（地域産業の振興、道路・河川の改良工事、維持、補修、上下水道の維持管理等）</p> <p>③地域特性を生かした地域づくりに資する個性ある施策の実施、その他地域振興の推進、観光に関すること（地域づくり、地域イベントの支援等）</p> <p>④コミュニティ施策の推進、住民自治支援等に関すること（自治会・市民活動への支援等）</p> <p>⑤教育文化に関すること（入学や奨学金貸付の手続き、保育園、小・中学校の維持修繕、公民館活動の推進、地域固有の歴史・文化の伝承等）</p> <p>⑥環境保全に関すること（リサイクル、清掃、自然保護等）</p> <p>⑦消防防災、防犯に関すること（非常備消防、防災対策、交通安全・防犯活動等）</p> <p>⑧施設の管理に関すること（公の施設の維持管理・運営等）</p> <p>⑨地域協議会に関すること</p> <p>⑩地域課題等の市長への提言に関すること</p> <p>⑪上記のほか、須木区において所掌することが適当と認められる事務</p>	

<p>5. 地域自治区の区長の選任 1) 地域自治区の事務所の長に代えて、副市長相当職の区長を置く。 2) 区長の選任にあたっては、市長は地域協議会等の意見を求め、地域の意見を尊重して選任するものとする。</p>	
<p>6. 区長の設置期間 ●区長の設置期間は、合併の日から10年以内とする。</p>	
<p>7. 区長の任期 ●区長の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。</p>	
<p>8. 区長の権限 ●区長の権限は、副市長の決裁区分と同程度とし、須木区に係るものに限る。区長は須木庁舎における事務を総括する。</p>	
<p>9. 地域協議会の組織及び委員の選任・任期 ●協議会の委員の定数は10人以内とする。 1) 委員の選任 地域自治区に協議会を設置し、その委員は次に掲げる者の中から市長が選任する。 ①須木区の区域内の公共的団体等が推薦する者 4人以内 ②学識経験を有する者 4人以内 ③公募による者 2人以内とする。 2) 委員の任期 ①委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。 ②欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p>	
<p>10. 地域協議会の会長及び副会長 ●協議会に、協議会委員の互選により会長及び副会長をそれぞれ1人置く。 ●会長、副会長の任期は、委員の任期とする。</p>	
<p>11. 地域協議会の委員の報酬 ●委員の報酬は、日額報酬とする。 ●委員の費用を弁償する。会議に伴う費用弁償は支給しない。</p>	
<p>12. 地域協議会の運営 ●会議は、会長が招集する。 ●定例の会議の開催回数は、年次計画に沿って月1回を基本として開催する。なお、会長は必要に応じて臨時に会議を開くことができる。 ●会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。</p>	
<p>13. 地域協議会の権限 ●次に掲げる事項のうち、市長その他の機関により諮問されたもの又は必要と認めるものについて審議し、市長その他の機関に意見を述べるができる。 ①地域自治区の事務所が所掌する事項 ②市が処理する地域自治区の区域に係る事務に関する事項 ③市の事務処理に当たっての地域自治区の区域に住所を有する者との連携の強化に関する事項</p>	

14. 須木庁舎における予算要求・執行

- 予算要求は、須木庁舎における所属課単位での要求を基本とするが、事務の効率化に資する事業については、本庁所属課で一括要求する。須木庁舎においては、予算要求書を提出するにあたっては、区長の決裁を得ることとする。
- 区長は予算編成方針にてらして、要求内容の検討を行うとともに、須木区内の調整の必要性を勘案しながら、須木庁舎に係る予算要求を総括する。
- 須木庁舎では、本庁財政課から直接、予算の配当を受け、区長・須木庁舎課長が付与された専決権の範囲内で予算を執行する。（ただし、本庁での一括執行予算は除く。）

■協働のパートナーとしてのまちづくり協議会組織のあり方

■地域自治区(特例)設置期間終了後の地域自治組織のあり方

平成 20 年 1 月 25 日付、行第 79 号

合併協議における確認事項書（抜粋）

現高原町及び現野尻町役場は総合支所とする。それぞれに市町村の合併の特例等に関する法律に基づく地域自治区等を設置する。

※ 1 市 2 町の首長が、4 月 1 日の合併協議会設置に関する協議書調印時に、合併協議の前提として、上記を含む確認事項 8 項目を確認している。また、両町の総合支所設置については、4 月 17 日の第 1 回合併協議会において承認している。

[参考資料]

■旧合併特例法に基づく地域自治区の設置状況

(平成18年7月1日現在)

都道府県名	市町村名	構成市町村名	合併等の状況	
			合併方式	合併期日
01 北海道	石狩市	石狩市、厚田村、浜益村	編入	H17.10.1
02 北海道	伊達市	伊達市、大滝村	編入	H18.3.1
03 北海道	枝幸町	枝幸町、歌登町	新設	H18.3.20
04 北海道	新ひだか町	静内町、三石町	新設	H18.3.31
05 青森県	青森市	青森市、浪岡町	新設	H17.4.1
06 青森県	八戸市	八戸市、南郷村	編入	H17.3.31
07 岩手県	一関市	一関市、花泉町、大東町、千厩町、東山町、室根町、川崎村	新設	H17.9.20
08 岩手県	盛岡市	盛岡市、玉山村	編入	H18.1.10
09 岩手県	奥州市	水沢市、江刺市、前沢町、丹沢町、衣川村	新設	H18.2.20
10 宮城県	気仙沼市	気仙沼市、唐桑町	新設	H18.3.31
11 秋田県	横手市	横手市、増田町、平賀町、雄物川町、大森町、十文字町、山内村、大雄村	新設	H17.10.1
12 秋田県	能代市	能代市、二ツ井町	新設	H18.3.21
13 福島県	南相馬市	原町市、小高町、鹿島町	新設	H18.1.1
14 福島県	白河市	白河市、表郷村、大信村、東村	新設	H17.11.7
15 群馬県	沼田市	沼田市、白沢村、利根村	編入	H17.2.13
16 神奈川県	相模原市	相模原市、津久井町、相模湖町	編入	H18.3.20
17 新潟県	柏崎市	柏崎市、高柳町、西山町	編入	H17.5.1
18 新潟県	上越市	上越市、安塚町、浦川原村、大島村、牧村、柿崎町、大潟町、頸城村、吉川町、中郷村、板倉町、清里村、三和村、名立町	編入	H17.1.1
19 石川県	加賀市	加賀市、山中町	新設	H17.10.1

地域自治区の設置状況								備考
設置区域	設置期間	区長等			地域協議会			
		特別職の配置	任期	設置期間	構成員数	任期	報酬	
厚田村、浜益村	10年	○	2年	4年	15人以内	2年	日額報酬	
大滝村	10年	—	—	—	15人以内	2年	報償金	
歌登町	10年	○	2年	6年	20人以内	2年	支給しない	
三石町	10年以内	○	2年	10年以内	15人以内	2年	支給しない	
波岡町	10年	○	2年	10年	20人以内	2年	支給しない	
南郷村	10年	○	2年	2年	20人以内	2年	日額報酬	
花泉町、大東町、千厩町、東山町、室根町、川崎村	2年6月	○	2年	2年6月	15人以内	2年	不明	事務長(部長級)
玉山村	10年	○	2年	10年	15人以内	2年	日額報酬	
水沢市、江刺市、前沢町、丹沢町、衣川村	10年	○	2年	4年	20人以内	2年	日額報酬	
唐桑町	10年	○	2年	10年	20人以内	2年	日額報酬	
増田町、平賀町、雄物川町、大森町、十文字町、山内村、大雄村	4年6月	○	2年	4年6月	15人以内	2年	不明	
二ツ井町	10年	—	—	—	15人以内	2年	不明	
原町市、小高町、鹿島町	定め ない	○	2年	10年	別に 定める	2年	日額報酬	
表郷村、大信村、東村	10年	○	2年	5年	15人以内	2年	支給 しない	
白沢村、利根村	10年	○	2年	10年	15人以内	2年	不明	
津久井町、相模湖町	5年	—	—	—	30人以内	2年	支給 しない	
高柳町、西山町	10年	—	—	—	20人以内	2年	支給 しない	
安塚町、浦川原村、大島村、牧村、柿崎町、大潟町、頸城村、吉川町、中郷村、板倉町、清里村、三和村、名立町	5年	—	—	—	18人 以内 (地域別 に設定)	4年	支給 しない	委員は 公選制
山中町	10年	—	—	—	10人 以内	2年	不明	

都道府県名	市町村名	構成市町村名	合併等の状況	
			合併方式	合併期日
20 福井県	坂井市	三国町、丸岡町、春江町、坂井町	新設	H18. 3. 20
21 長野県	松本市	松本市、四賀村、安曇村、奈川村、梓川村	編入	H17. 4. 1
22 長野県	飯田市	飯田市、上村、南信濃村	編入	H17. 10. 1
23 長野県	伊那市	伊那市、高遠町、長谷村	新設	H18. 3. 31
24 岐阜県	岐阜市	岐阜市、柳津町	編入	H18. 1. 1
25 岐阜県	大垣市	大垣市、上石津町、墨俣町	編入	H18. 3. 27
26 三重県	紀北町	紀伊長島町、海山町	新設	H17. 10. 11
27 兵庫県	香美町	美方町、村岡町、香住町	新設	H17. 4. 1
28 兵庫県	多可町	中町、加美町、八千代町	新設	H17. 11. 1
29 奈良県	宇陀市	大宇陀町、菟田野町、榛原町、室生村	新設	H18. 1. 1
30 島根県	吉賀町	六日市町、柿木村	新設	H17. 10. 1
31 長崎県	平戸市	平戸市、生月町、田平町、大島村	新設	H17. 10. 1
32 宮崎県	都城市	都城市、山之口町、高城町、山田町、高崎町	新設	H18. 1. 1
33 宮崎県	美郷町	南郷村、西郷村、北郷村	新設	H18. 1. 1
34 宮崎県	延岡市	延岡市、北方町、北浦町	編入	H18. 2. 20
35 宮崎県	日向市	日向市、東郷町	編入	H18. 2. 25
36 宮崎県	小林市	小林市、須木村	新設	H18. 3. 20
37 鹿児島県	鹿屋市	鹿屋市、輝北町、串良町、吾平町	新設	H18. 1. 1
38 鹿児島県	奄美市	名瀬市、住用村、笠利町	新設	H18. 3. 20

38団体

101地域自治区

地域自治区の設置状況								
設置区域	設置期間	区長等			地域協議会			備考
		特別職の配置	任期	設置期間	構成員数	任期	報酬	
三国町、丸岡町、坂井町	10年	○	2年	本庁方式移行まで	10人以内	2年	支給しない	
安曇村、奈川村、梓川村	10年	—	—	—	15人以内	2年	日額報酬	地域審議会を併設
上村、南信濃村	5年6月	○	2年	5年6月	10人以内	2年	支給しない	地域自治区（一般）
高遠町、長谷村	10年	○	2年	10年以内	15人以内	4年	日額報酬	地域自治区（一般）
柳津町	10年	—	—	—	20人以内	2年	日額報酬	
上石津町、墨俣町	5年	—	—	—	15人以内	4年	支給しない	
紀伊長島町、海山町	定めない	—	—	—	15人以内	2年	不明	
美方町、村岡町、香住町	定めない	—	—	—	15人以内	2年	日額報酬	
中町、加美町、八千代町	不明	—	—	—	15人以内	2年	不明	
大宇陀町、菟田野町、榛原町、室生村	5年3月	○	2年	5年3月	15人以内	2年	支給しない	
柿木村	10年	—	—	—	10人以内	2年	支給しない	
生月町、田平町、大島村	10年	○（一部）	2年	10年	15人以内	2年	日額報酬	地域審議会を併設
山之口町、高城町、山田町、高崎町	6年	○	2年	6年	15人以内	2年	支給しない	
南郷村、西郷村、北郷村	4年	○	4年	4年	15人以内	2年	日額報酬	副町長を配置
北方町、北浦町	10年	○	2年	3年	15人以内	2年	日額報酬	
東郷町	6年	○	2年	2年	20人以内	2年	日額報酬	
須木村	10年以内	○	2年	10年以内	10人以内	2年	日額報酬	
輝北町、串良町、吾平町	4年	○	2年	4年	15人以内	2年	日額報酬	
名瀬市、住用村、笠利町	10年	○	2年	4年	15人以内	2年	日額報酬	

協議事項（２） 総合支所の機能について

ステップ 1 現須木庁舎(総合支所)をモデルにした考え方

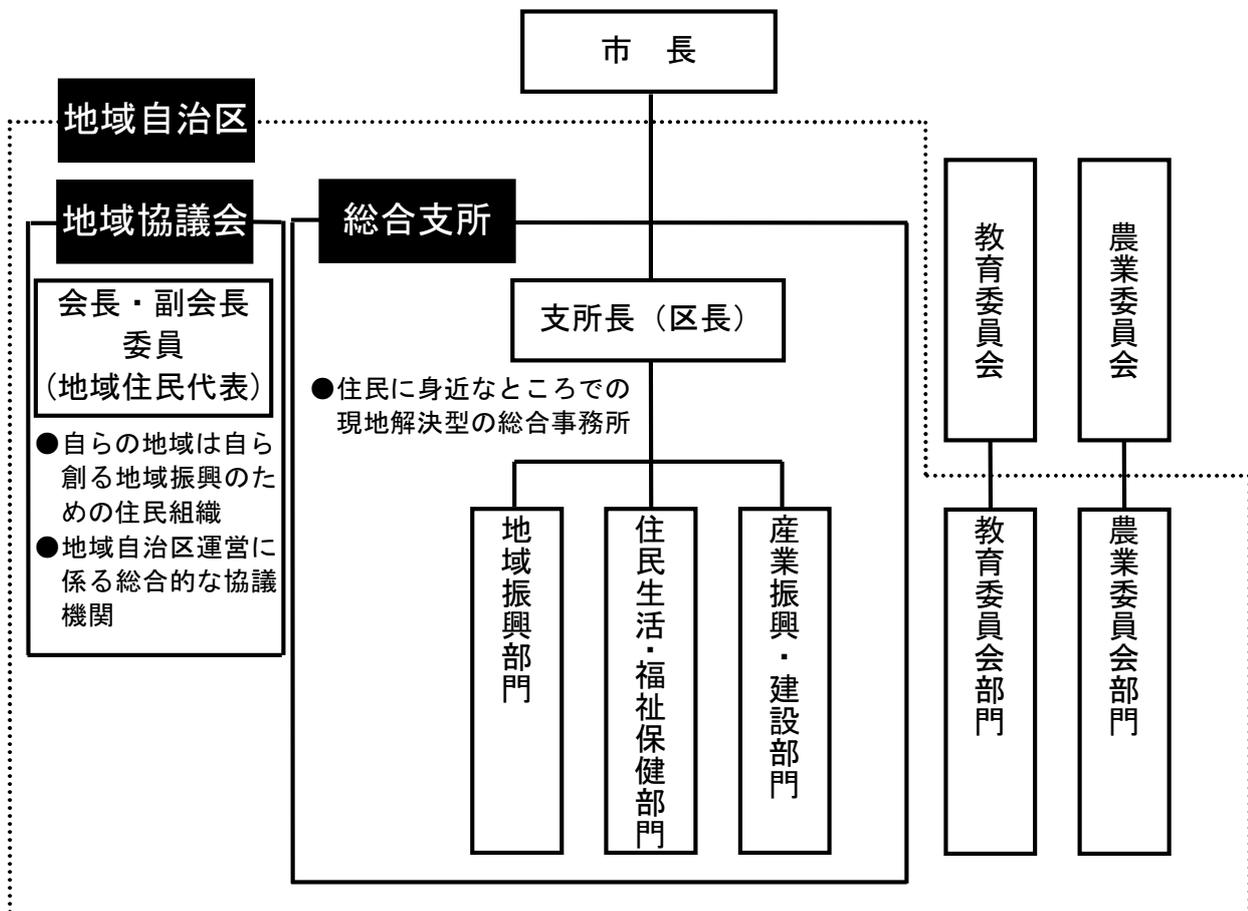
○ ●●町区域を所管する総合支所を設置する。

◎ 総合支所の組織と機能

合併後、●●町域における行政事務を住民に身近なところで処理するため、それぞれ総合支所を設置する。

総合支所は、地域協議会と連携し、区域住民福祉の向上に努めるとともに、区域における効率的な行政運営を図るものとする。

《地域自治区における総合支所と地域協議会の組織イメージ（現状）》



ステップ 2 合併後の組織の概要（案）

■市長部局

- ◎市の行政機能を、「管理機能（総務・企画・財政・人事等）」、「分野別機能（保健・医療・福祉、自然・環境保全、都市基盤整備、産業・経済・観光振興、教育・文化、地域コミュニティ）」、「窓口機能」の3つの機能に大別する。
- ◎本庁舎で業務を行うことが望ましい管理機能の部署については、現在の小林市の組織に統合する。また、分野別機能における各部署の政策立案（統括）部門についても、原則として小林市の組織に統合する。
- ◎総合支所には、地域振興部門（総合支所内の連絡調整、地域コミュニティの支援、地域協議会の運営に関する業務など）、住民生活部門（戸籍・住民票・国保関連業務、税の収納・証明関連業務、環境保全関連業務、高齢者福祉・児童福祉・障害者福祉・社会福祉関連業務、保健衛生関連業務など）、地域整備部門（農林水産業・商工業・観光振興関連業務、道路整備・公園整備・公営住宅整備・上下水道事業関連業務など）において、総合支所の所管区域に係る分野別機能と、住民に直接関係がある窓口機能を所管する部署を設置する。
- ◎総合支所には支所長（または特別職の区長）を置き、これらの部署を統括する。
- ◎建設（道路・河川等）及び上下水道の工事については、一定程度の工事（維持・補修等）は総合支所で実施し、そのほかの工事は、すべて本庁舎で実施する。

■教育委員会事務局

- 町の教育委員会事務局は、小林市の教育委員会事務局の組織に統合し、総合支所には出先機関を設置する。

■農業委員会事務局

- 町の農業委員会が小林市の農業委員会の組織に統合した場合は、事務局も統合し、総合支所には出先機関を設置する。

■その他の事務局

- 議会事務局、監査委員事務局、選挙管理委員会事務局、公平委員会事務局、固定資産評価委員会事務局については、小林市の組織に統合する。

■合併までの協議

- 総合支所における具体的な部署及び職員の配置、教育委員会、農業委員会の出先機関の配置等については、合併までに1市2町が協議して決定する。

[参考資料]

合併における庁舎の配置方式の比較

検討事項	本庁方式	分庁方式	総合支所方式
1. 定義	<ul style="list-style-type: none"> 本庁舎にすべての管理機能、分野別機能を集約し、窓口機能も配置する 本庁舎以外の従来の庁舎は、窓口機能のみを持たせた支所、出張所とする 	<ul style="list-style-type: none"> いずれかの分庁舎に管理機能を集約する 分庁舎が分野別機能をそれぞれ分担する 分庁舎にそれぞれ窓口機能を配置する 	<ul style="list-style-type: none"> 本庁舎に管理機能と事務局部門を集約する 本庁舎と総合支所には合併前と同様の分野別機能と窓口機能を配置する
2. 概念図	<p>A市: 管理機能, 分野別機能, 窓口機能</p> <p>B町・C町: 窓口機能</p>	<p>A市: 管理機能, 分野別機能, 窓口機能</p> <p>B町・C町: 分野別機能, 窓口機能</p>	<p>A市: 管理機能, 分野別機能, 窓口機能</p> <p>B町・C町: 分野別機能, 窓口機能</p>
3. 特徴	<ol style="list-style-type: none"> 合併効果の早期実現を最優先とする方式 編入合併にみられる方式 	<ol style="list-style-type: none"> 市民の利便性と合併効果の早期実現の調和を図る方式 実質的な対等合併にみられる方式 分野別機能の分担方法により、独自の分庁方式が生まれる 	<ol style="list-style-type: none"> 市民の利便性を最優先する方式 構成市町村の数が多い合併にみられる方式 分野別機能を分担すると分庁方式になる
4. メリット	<ol style="list-style-type: none"> 新市の事務の効率化が最も推進される 事務の効率化に伴い職員の削減が実施しやすい 人件費削減により財政力が強化される 新市誕生のインパクトが最も大きく、新鮮である 	<ol style="list-style-type: none"> 新市の事務の一本化が促進される 分野別機能においても職員の削減が容易になる 人件費削減による財政力強化が図りやすい 利便性に関し市民間で格差が生じない 	<ol style="list-style-type: none"> 合併前と同程度の市民の利便性が確保できる 市民の利便性に地域格差が生じない 市民感情になじみやすい 対等合併の形式が確保できる
5. デメリット	<ol style="list-style-type: none"> 本庁・支所の庁舎間で主従関係が生まれる 支所地域の市民の利便性が低下する 市民間の利便性に格差が生じる 市民感情に反するおそれがある 	<ol style="list-style-type: none"> 各業務部門で窓口が分散するため、市民の利便性が低下し混乱を招くおそれがある 分散させた各業務について住民に周知し、混乱を防止する必要がある 分庁舎間においてシャトルバス等の対応が必要となる 市民の利便性を確保するため、情報化の推進が必要となる 	<ol style="list-style-type: none"> 新市の事務の効率化が図りにくい 職員の削減が図りにくい 人件費削減による財政力強化が図りにくい 新市の一体性に欠け、新市になったという感覚は持ちにくい。
6. 先進事例	<p>福山市（1市2町・編入合併）</p> <p>南アルプス市（4町2村・新設合併）</p> <p>あさぎり町（1町4村・新設合併）</p>	<p>西東京市（2市・新設合併）</p> <p>湧水町（2町・新設合併）</p> <p>上天草市（4町・新設合併）</p>	<p>静岡市（2市・新設合併）</p> <p>周南市（2市2町・新設合併）</p> <p>宮崎市（1市3町・編入合併）</p>

協議事項（３） 新市基本計画素案（序章～第３章）について

別冊資料のとおり

協議事項（４） 新市基本計画・地域自治区等設置検討小委員会

スケジュールの変更について

別紙のとおり

協議事項（５） 次回の検討事項について

今回の協議進捗状況により確認する

確認事項

- 新市基本計画・地域自治区等設置検討小委員会委員先進地視察研修について
日 時：平成２０年７月１日（火）～７月２日（水）
場 所：熊本県 玉名市、熊本市・富合町合併協議会

- 第３回新市基本計画・地域自治区等設置検討小委員会開催について
日 時：平成２０年７月８日（火） 午後１時３０分～
場 所：小林市役所４階大会議室

- 第４回新市基本計画・地域自治区等設置検討小委員会開催について
日 時：平成２０年７月２４日（木） 午後１時３０分～
場 所：小林市役所４階大会議室

- 第５回新市基本計画・地域自治区等設置検討小委員会開催について
日 時：平成２０年７月３１日（木） 午前９時３０分～
場 所：小林市須木総合ふるさとセンター２階会議室